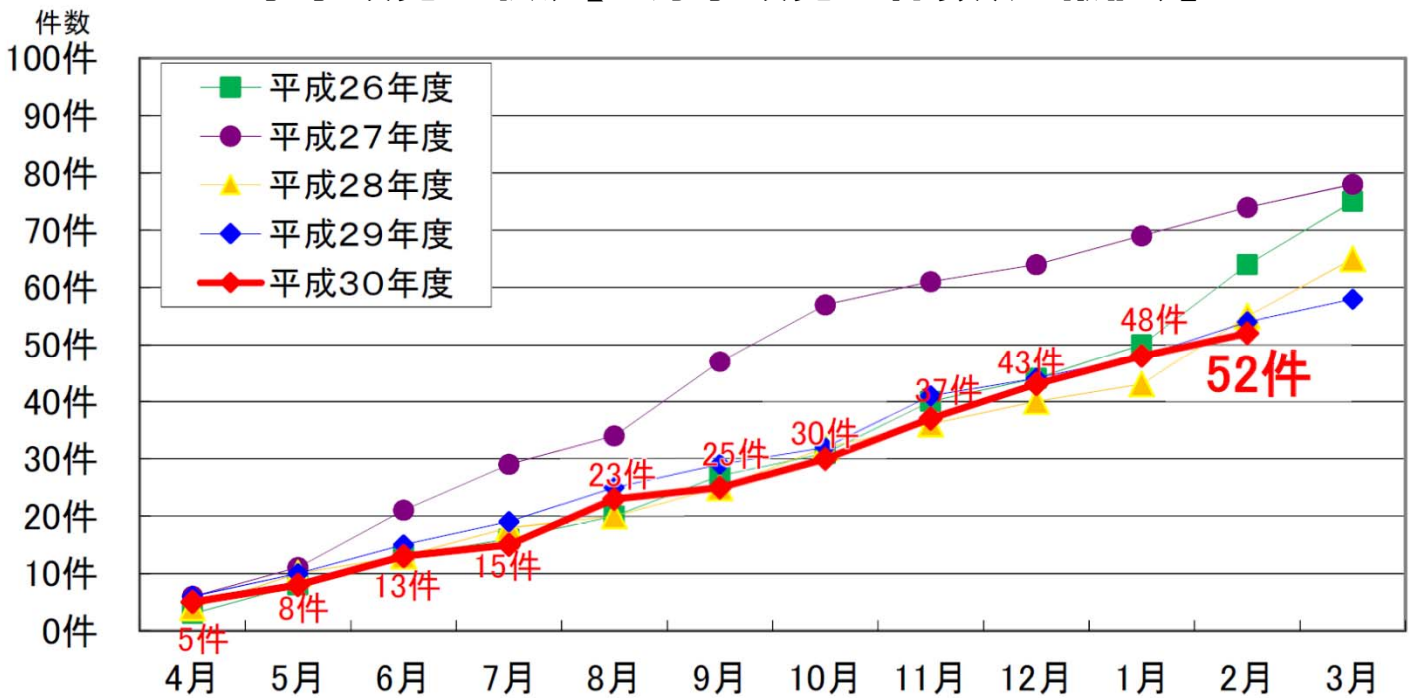


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 工事事故発生状況【2月事故発生件数（速報値）】
- 平成31年度重点的安全対策について
- 安全対策事例①、②
関東地整直轄工事の受注者による安全対策に関する取り組みを一部ご紹介します。

工事事故発生状況【2月事故発生件数(速報値)】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成26年度	累計 (月毎)	3件 (3件)	8件 (5件)	13件 (5件)	16件 (3件)	20件 (4件)	27件 (7件)	31件 (4件)	40件 (9件)	44件 (4件)	50件 (6件)	64件 (14件)	75件 (11件)
平成27年度	累計 (月毎)	6件 (6件)	11件 (5件)	21件 (10件)	29件 (8件)	34件 (5件)	47件 (13件)	57件 (10件)	61件 (4件)	64件 (3件)	69件 (5件)	74件 (5件)	78件 (4件)
平成28年度	累計 (月毎)	4件 (4件)	10件 (6件)	13件 (3件)	18件 (5件)	20件 (2件)	25件 (5件)	32件 (7件)	36件 (4件)	40件 (4件)	43件 (3件)	54件 (11件)	64件 (10件)
平成29年度	累計 (月毎)	6件 (6件)	10件 (4件)	15件 (5件)	19件 (4件)	25件 (6件)	29件 (4件)	32件 (3件)	42件 (10件)	45件 (3件)	49件 (4件)	55件 (6件)	58件 (3件)
平成30年度	累計 (月毎)	5件 (5件)	8件 (3件)	13件 (5件)	15件 (2件)	23件 (8件)	25件 (2件)	30件 (5件)	37件 (7件)	43件 (6件)	48件 (5件)	52件 (4件)	

Topics

- ◆直轄工事における2月の工事事故は**4件**発生し、うち1件は工事関係車両の居眠り運転により同乗者が負傷する労働災害でした。
- ◆発生件数としては、減少傾向にありますが、**昨年度と比べて労働災害が増加しています。**作業手順及び安全指示事項の遵守を徹底するとともに、作業員個人の安全意識高揚に繋がるよう、日頃から注意喚起をお願い致します。



平成31年度重点的安全対策について

平成30年度の工事事務発生状況を踏まえて平成31年度「重点的安全対策」を定め、平成31年3月22日付けで通知致しました。

関東地方整備局管内の直轄工事のみならず、関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼し、工事安全対策の向上に努めてまいります。

◆平成31年度重点的安全対策項目

I. 架空線等の損傷事故防止	
①	事前確認及び周知・指導の徹底
②	目印表示等の設置
③	適切な誘導
④	アーム・荷台は下げて移動
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止	
①	適切な施工機械の選定及び使用
②	誘導員の配置
③	作業員に対する作業方法の周知
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止	
①	危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
②	現場条件に応じた措置の実施
③	飛来落下等の防止対策の徹底
IV. 地下埋設物の損傷事故防止	
①	事前調査、試掘の実施
②	目印表示、作業員への周知
③	監視員の配置
V. 事故防止	
遵守すべき事例が追加されています。	
①	基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
②	安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③	作業員に対する安全教育
④	適正な工程管理
⑤	交通安全管理



詳細は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局HP >> <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>



安全対策事例①： 千葉国道事務所管内

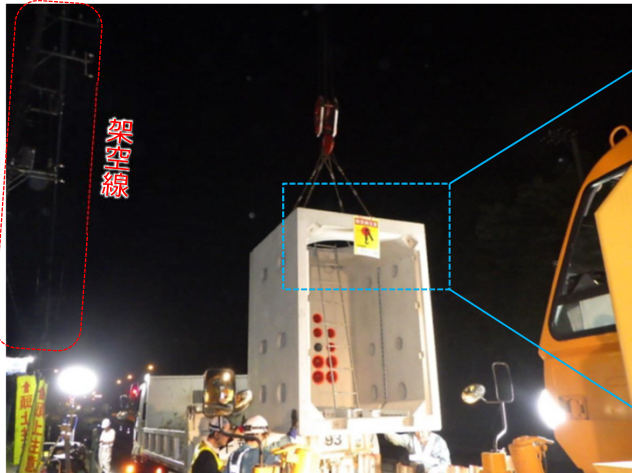
<電線共同溝工事>

架空線等の損傷事故防止

架空線付近での荷吊り作業が発生することから、オペレーターに対する注意喚起措置として、資材に注意標示を設置し、架空線の損傷事故防止対策を実施。

問題 現道上での夜間作業時に架空線付近での荷吊り作業が発生する

対策 〃 吊り上げ資材に注意喚起標示を設置



✓ 作業状況によっては、のぼり旗による注意標示がオペレーターから視認しにくくなることから、従来ののぼり旗の設置による架空線等の損傷防止対策に加え、吊り上げ資材のオペレーターから視認しやすい箇所に、架空線注意の標示を設置することで架空線損傷事故を防止。

建設機械との接触事故防止

限られた作業ヤード内での作業となることから、建設機械との接触事故防止のため、安全教育時の実地訓練や、明確な立ち入り禁止措置を実施。

問題 規制帯の中で建設機械と作業員との同時作業が発生する

対策① 〃 安全教育時に実地訓練を実施



実際に作業員が搭乗して、死角を体験



対策② 〃 立ち入り禁止措置を明確化

立ち入り禁止が明示されたテープを用いて作業エリアを分離



✓ 安全教育時に実地訓練を行うことで、作業員自身に建設機械の死角を認識させる。
✓ 機械の稼働範囲にテープや注意喚起標示を設置することで立ち入り禁止範囲を明確化。



安全対策事例②：利根川上流河川事務所管内

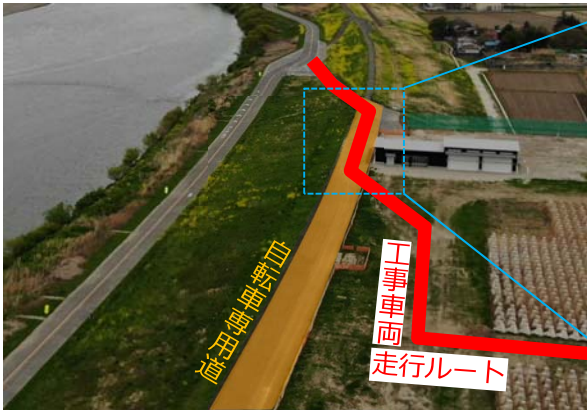
<施設整備工事>

第三者との接触事故防止

施工場所に隣接する道路が自転車専用道として利用されていることから、工事関係車両との錯綜箇所において明確な分離措置を実施。

! 工事関係車両の走行ルートが、一部自転車専用道と交差する

👍 対策 ≫ 単管バリケードにより分離



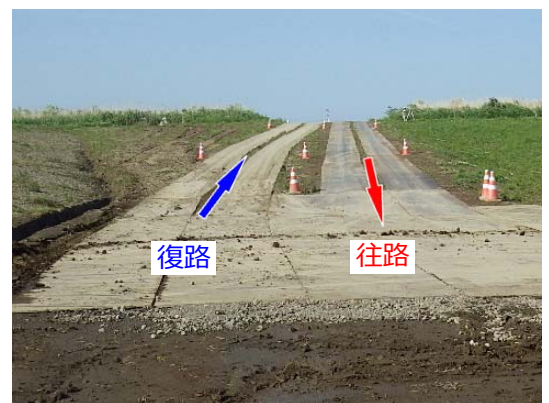
✓ 工事関係車両が走行するルートの一部が、自転車専用道と交差することから、単管バリケード及びカラーコーンにより明確な分離措置を実施し、**錯綜による第三者との接触事故を防止**

工事関係車両同時の接触事故防止

大規模な盛土作業に伴い、作業ヤード内を土運搬のダンプトラックが多数走行することから、工事用道路を往路と復路で別々に設置。

! 盛土施工箇所に向けて多数の土運搬トラックが現場内を走行

👍 対策 ≫ 往路と復路を分離し、一方通行ルールを設定



✓ 工事用道路を往路・復路で別々に設置し、**一方通行ルールを定めることでダンプ同士の接触を防止**するとともに、工事現場内の混雑を防止。

問い合わせ先

☎ 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
048-600-1332

“地域インフラ”2017
サポートプラン関東